

公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則

平成 2 5 年 4 月 1 日 制定

公立大学法人前橋工科大学規則第 5 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立大学法人前橋工科大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員のうち、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下「理事長等」という。）の報酬は給料、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤理事等」という。）の報酬は非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(給料)

第 3 条 理事長及び副理事長の給料の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 7 2 0, 0 0 0 円以内

(2) 副理事長 月額 7 2 0, 0 0 0 円以内

2 常勤の理事の給料の額は、別に定める。

(通勤手当)

第 4 条 理事長等の通勤手当の額、支給要件及び支給方法等については、公立大学法人前橋工科大学給与規則（平成 2 5 年規則 7 1 号。以下「給与規則」という。）の例による。

2 非常勤理事等に支給する通勤手当は、費用弁償とし、その額は公立大学法人前橋工科大学旅費規則（平成 2 5 年規則第 7 6 号）の例による。

(期末手当)

第 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する理事長等に対して支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した理事長等についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において理事長等が受けるべき給料月額とその額に 1 0 0 分の 4 5 を乗じて得た額の合計額に 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月 1 0 0 分の 1 0 0

(2) 5 か月以上 6 か月未満 1 0 0 分の 8 0

(3) 3 か月以上 5 か月未満 1 0 0 分の 6 0

(4) 3 か月未満 1 0 0 分の 3 0

(月の途中で就任又は退職をした場合の報酬)

第 6 条 月の初日以外の日において新たに就任した理事長等に支給する就任当月分の給料は、第 3 条の規定に基づく給料月額を当該月の日曜日及び土曜日を除く日数で除して得た額（以下「日額」という。）に、就任した日からその月の末日までの日曜日及び土曜日を除いた日数を乗じて得た額とする。

2 月の初日以外の日において退職した理事長等に支給する退職当月分の給料は、日額にその月の初日から退職した日までの日曜日及び土曜日を除く日数を乗じて得た額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬は、当月分の給料を全額支給する。

(非常勤役員手当)

第 7 条 非常勤役員手当は、日額 2 0, 0 0 0 円とする。

(報酬の支給日)

第 8 条 理事長等の報酬は、毎月 2 0 日に支給する。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

2 非常勤理事等の報酬は、その業務に従事した日数に応じてその都度支給する。

(報酬の支払方法)

第 9 条 この規則による報酬の支払方法は、給与規則の例による。

(端数処理)

第 1 0 条 この規則により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(重複給与の禁止)

第 1 1 条 理事長等が職員を兼ねる場合においては、給与規則に基づく給与を支給するものとし、この規則による報酬は、支給しない。

(委任)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、給与規則によるほか、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日後最初の副理事長の報酬は、第 2 条の規定にかかわらず、給料、通勤手当、期末手当及び地域手当とする。この場合において、副理事長の地域手当の額、支給要件及び支給方法等については、給与規則の例による。

3 役員となる前に前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年前橋市条例

第303号)の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第5条第2項に規定する在職期間には、その者がこの条例の適用を受けていた期間を通算する。

- 4 役員となる前に公立大学法人前橋工科大学給与規則(平成25年規則第71号)の適用を受けていた者で引き続き役員となったものの第5条第2項に規定する在職期間には、その者がこの規則の適用を受けていた期間を通算する。

附 則(平成25年6月27日規則第139号)

この規則は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年11月28日規則第26号)

この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月10日規則第5号)

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則(以下「改正後の役員報酬規則」という。)第5条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の役員報酬規則による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成28年12月6日規則第15号)

この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規則第15号)

この規則は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年1月18日規則第4号)

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則(以下「改正後の役員報酬規則」という。)第5条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則(平成30年12月13日規則第24号)

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月

- 1 日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（以下「改正後の役員報酬規則」という。）第5条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月17日規則第26号）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年12月1日規則第22号）

この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月30日規則第5号）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和4年12月8日規則第6号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2の規定

は、令和4年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与規則第28条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和5年12月8日規則第7号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規則第25条第2項及び第28条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則（令和7年1月14日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和

7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規則（次項及び附則第4項において「改正後の給与規則」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規則第25条第2項及び第28条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則（次項において「改正後の役員報酬規則」という。）第5条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与等の内払）

4 改正後の給与規則又は改正後の役員報酬規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学役員報酬規則の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の給与規則の規定による給与又は改正後の役員報酬規則の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。